

地域安全学会ニューズレター No. 79 ー目次-

0.	地域安全学会東日本大震災連続ワークショップ 2012in いわき	1
	2012年度地域安全学会大会(総会・研究発表会(春季))のご案内	5
	第31回(2012年度)研究発表会(秋季)査読論文の募集と 投稿方法	7
3.	地域安全学会研究発表会優秀発表賞の設置のお知らせ	9
4.	平成 23 年度地域安全学会論文賞審查報告	10
5.	2011年度地域安全学会技術賞審査報告	12
	寄稿、研究最前線、被害調査、国際学会レポートなど	13
6.1	寄稿 (最近の調査研究報告等)	13
6.2	2011 年台湾危機管理学会研究大会参加報告	17

7. 広報委員会からのお知らせ



18

地域安全学会ニューズレター ISSS News Letter

No. 79 2012. 04

地域安全学会 東日本大震災連続ワークショップ 2012 in いわき

2011年3月11日に発生した震災により東北地方から関東地方に至る多くの沿岸部が被害を受け、各地で復興に関する取り組みが進められています。わが国に甚大な影響を与えている東日本大震災から、どのような教訓を得るのか。研究を通じて、今後の復興に対してどのような知見を与えることができるのか。地域安全学会では、東日本大震災を契機とした今後の防災と復興について議論を深めていくことを目的として、「東日本大震災連続ワークショップ」を開催することにしました。

初回となる 2012 年は、福島県いわき市を開催地とし、震災から 1 年が経過した時点における皆様からの研究成果を持ち寄っていただき、テーマに即した議論を進めていく予定です。また、いわき市周辺の被災地と復興状況についての見学会や、シンポジウム、そしていわきにおける復興のシンボルとも言うべきスパリゾートハワイアンズにて、ショーを楽しみながらの懇親会も予定しています。さらには、地域安全学会、韓国防災学会、台湾危機管理学会からの研究者を交えての国際交流研究会も企画しています。

研究者, 実務家, 自治体, 学生など様々な立場からの参加により, 活発な発表, 討議, 意見の交流が行われることを期待いたします。奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

■日程: 2012年8月3日(金)~4日(土)

■会場: いわきワシントンホテル椿山荘

住所:〒970-8026 福島県いわき市平字一町目1番地

Tel: 0246-35-3000

URL: http://www.iwaki-wh.com/

■参加費:3,000円

■懇親会: スパリゾートハワイアンズ

住所: 〒972-8326 福島県いわき市常磐藤原町蕨平50

Tel: 0246-43-3191

URL: http://www.hawaiians.co.jp/

会費:一般6,000円, 学生3,000円(予定)

■内容: A. 東日本大震災特別委員会ワークショップ

B. 3 カ国(日本・韓国・台湾)国際交流研究会

C. 東日本大震災シンポジウム

D. 懇親会・被災地および復興状況見学会 (各項目については別紙参照のこと)

■参加申込:アブストラクト/登録締切:2012年5月7日(月)

原稿締切:2012年6月30日(土)

(詳細は、「東日本大震災特別委員会ワークショップ開催のお知らせ」をご参照ください)

■スケジュール

第1日目:12時~13時 受付開始

13 時~17 時 開会式/ワークショップ (特別委員会/国際交流)

18 時~21 時 懇親会 (スパリゾートハワイアンズ)

第2日目: 09時~12時 シンポジウム

12 時~13 時 昼休み

13 時~14 時 全体会議/閉会式

14 時~17 時 被災地および復興状況見学会

■お問合わせ:

筑波大学システム情報系 村尾修

Email: murao@risk.tsukuba.ac.jp

(交通案内, 宿泊等の詳細については, 登録完了後にお知らせします。)

地域安全学会 東日本大震災連続ワークショップ 2012 in いわき

■東日本大震災特別委員会ワークショップ開催のお知らせ

2012 年 8 月 3 日 (金) \sim 4 日 (土) に福島県いわき市で行われる地域安全学会東日本大震災連続ワークショップ 2012 in いわきにおいて特別委員会のワークショップを開催致します。

つきましては、特別委員会委員は下記の要領で原稿を提出してください。また、委員以外の会員の皆様にも是非発表していただき、討論にご参加くださいますようご案内申し上げます。

記

- 1) 開催日時・場所
- ・日時:2012年8月3日(金)13:00~17:00(下記①~⑧のテーマ別分科会) 8月4日(土)13:00~14:00(全体会議)
- ・場所: いわきワシントンホテル椿山荘(〒970-8026 福島県いわき市平字一丁目1番地) 2) アブストラクト提出・登録
- · 締切: 2012 年 5 月 7 日 (月)
- ・登録は E メールによって行ってください。宛先は 311EQ-Tsunami@isss.info
- · 登録内容書式
- 1 行目 「東日本大震災特別委員会ワークショップ登録」
- 2 行目 テーマ別番号 (①~⑧) +論文題目
- 3 行目 筆頭著者氏名
- 4 行目 筆頭著者所属
- 5 行目 筆頭著者連絡先住所 (郵便番号も)
- 6 行目 筆頭著者 E-メールアドレス
- 7行目 筆頭著者電話番号
- 8行目 筆頭著者ファックス番号
- 9行目 連名著者がいない場合はアブストラクト (論文概要) (250 字以内)、いる場合はその氏名、所属を 1 行に 1 名ずつ記入、改行後、アブストラクト (論文概要) (250 字以内)。 注 1) 発表者がわかるように氏名に \bigcirc をつけてください。

登録完了後アブストラクト審査を行い、採択の可否と同時に受理論文著者には事務局より受付番号の入った登録受理メールをお送りします。

- 注 2) テーマ別番号:①組織の対応、②避難所、応急仮設住宅、恒久住宅、③復旧・復興、 ④経済被害、⑤人的被害、⑥物的被害、⑦防災教育、⑧社会調査・エスノグラフィー
- 3) 論文原稿の送付
- ·送付期限: 2012年6月30日(土)
- ・論文形式:「研究発表会(春季)一般論文」の要領に準ずるものとし、当学会のホームペ

- ージ(<u>www.isss.info</u>)に掲載の<u>一般論文用</u>MS-Word テンプレートをダウンロードの上、 利用してください(査読論文用テンプレートではありませんのでご注意ください)。
- ・A4 版、2 ページまたは 4 ページ。PDF ファイルに変換したものを投稿してください。投稿された PDF ファイルを白黒出力し印刷します。
- 4) 投稿料の納入
- ・投稿料: 2,500 円/ページ (2 ページ: 5,000 円、4 ページ: 10,000 円)
- ・投稿料の納入方法
- ① 期限:2012年6月30日(土)までに②宛てに振り込んでください。
- ② 振込先:

銀行:みずほ銀行 丸の内中央支店(店番号100)

口座名:地域安全学会 ワークショップ口座

口座種別・番号:普通預金 2042858

振込者名:受付番号+筆頭著者氏名

- ③ その他:振込の際には、登録受理メールにて返信された受付番号を筆頭著者氏名の前に 入力してください。
- ④ 注意: 査読論文や春季研究発表会一般論文などの振込口座とは異なりますのでご注意ください。

以上

1. 2012 年度地域安全学会大会(総会・研究発表会(春季))のご案内

(1) 第30回(2012年度)地域安全学会研究発表会(春季)

- (2) 2012 年度地域安全学会総会
- (3) 公開シンポジウム等

(能登半島地震から5年)

石川県輪島市で2012年度地域安全学会総会および公開シンポジウム等を開催します。今年度も総会にあわせて、第30回(2012年度)地域安全学会研究発表会(春季)<一般論文発表会>を行いますので積極的な参加をお願いします。

(1) 第30回(2012年度)地域安全学会研究発表会(春季)<一般論文発表会>

場所:輪島市文化会館

日時:2012年6月15日(金)=13:00~16:30

- ※ 一般論文の「投稿要領」については前号のニューズレター、ホームページをご参照ください。原稿 締め切りは5月7日(月)です。
- ※ 上記の時間は一般論文発表数により多少の変更があるかもしれません。
- ※ 原稿の送付先は ippan-haru@isss.info、発表は口頭発表のみです。
 - (2) 2011 年度地域安全学会総会

場所:輪島市文化会館

日時:2012年6月15日(金)16:30~17:30

懇親会:

場所: 輪島市文化会館

日時:2012年6月15日(金)18:00~20:00

(3) 公開シンポジウム

「能登半島から5年:災害からの復興と今後の防災」(仮)

場所:輪島市文化会館

日時:2012年6月16日(土)13:00~15:00

■ 現地見学会

日時:2012年6月16日(土)=8:00~12:00

・ 門前地区 (總持寺地区、黒島地区:震災後、重要伝統建造物群保存地区に指定)

■ 交通の御案内

<行き>6月15日(金)

(東京)

ANA747 9:55 10:55

能登空港~輪島市内

【要予約】 ふるさとタクシー (乗合タクシー)

詳細は、http://www.notohantou.net/access/hurutaku_yoyaku.html 参照

(大阪)

大阪駅 7:09 サンダーバード 9:45 金沢駅 10:00 特急バス 12:10 輪島駅前 (下車すぐ会場)

<帰り>6月16日(土)

公開シンポ終了後、下記の飛行機に間に合うようにバスで移動。 (東京行)

ANA750 16:05 17:10

(大阪)

15:30 輪島駅前 17:51 金沢駅 18:42 サンダーバード 21:22 大阪

■ 参加費

参加費 (研究発表会、公開シンポジウム) 無料

梗概集 4,000円

懇親会 社会人 6,000円(予定)

学生 2,000円

■ 宿泊について

各自予約をお願いします。

・ルートイン輪島(会場からは離れています)

http://www.route-inn.co.jp/search/hotel/index_hotel_id_229

TEL 0768-22-7700

・ホテルメルカート輪島(会場から徒歩3分)

http://www.hotelmercato.com/

TEL 0768-22-9680

他

■ 交通について

送迎利用されない方は下記のルートでお出でください。

○航空機利用の場合

能登空港~輪島市内

ふるさとタクシー (乗合タクシー)

詳細は、http://www.notohantou.net/access/hurutaku_yoyaku.html 参照

○ J R利用(金沢、和倉温泉経由)

北陸鉄道HPをご参照ください。

http://www.hokutetsu.co.jp/bus/noto/index.html

2. 第 31 回(2012 年度)研究発表会(秋季)査読論文の募集と 投稿方法

平成24年4月地域安全学会 学術委員会

「論文査読システム」は電子申込・電子投稿となっております。2012 年 5 月 18 日 (木) 正午までの期間内に地域 安全学会ホームページ (www. isss. info) から、**論文申込(講演申込を兼ねる)と査読用論文原稿を同時に投稿**してください。

また、CD-ROM 版論文集を最終成果物として扱うことにより、査読はカラー原稿を前提として行います。カラー図版使用の制約やカラー印刷料金を廃止する一方、冊子体論文集はすべて白黒印刷となり、論文別刷りの作成・送付は行わないこととしておりますので、ご了承ください。

また、平成 21 年度より新たに、別途、電子ジャーナル査読論文(9 月募集)を発行することとなりました。これに伴い、第二次審査において採用とならなかった論文のうち、一部の修正により採用となる可能性があると認められるものは、著者が希望すれば、再度修正・審査を行い、審査の結果、採用となれば地域安全学会論文集(電子ジャーナル1)(平成 24 年 3 月発行予定)に掲載します。この場合、修正は1回のみとし、執筆要領は本査読論文の執筆要領に準拠します。

会員各位の積極的な査読論文の投稿をお願いします。

1. 日程等

(1) 論文(講演)申込と査読用論文原稿の投稿期限(電子投稿)

平成 24 年 5 月 18 日(金) 12:00 (正午, 時間厳守)

(2) 第一次審査結果の通知

平成24年8月初旬

(3) 修正原稿の提出期限(電子投稿)

平成 24 年 8 月 24 日(金) 12:00 (正午, 時間厳守)

- (4) 「地域安全学会論文集 No.15」への登載可否の通知
 - 平成24年9月下旬
 - ①PDF ファイルの電子投稿

平成 24 年 9 月 28 日(金) 12:00 (正午, 時間厳守)

②白黒原稿の郵送

平成 24 年 9 月 28 日(金) (消印有効)

(6) 地域安全学会研究発表会 (秋季) での登載可の論文の発表(地域安全学会論文奨励賞の審 査を兼ねる)

(5) 登載決定後の最終原稿の提出期限 (PDF ファイルの電子投稿および白黒原稿の郵送)

月日: 平成24年11月2日(金)~3日(土)

場所:静岡県地震防災センター

(7) 地域安全学会論文賞・地域安全学会論文奨励賞授与式(平成24年総会に予定)

2. 査読料の納入

- (1) 查読料 1万円/編
- (2) 査読料の納入方法

①期 限: 平成24年5月19日(土) までに、②宛てに振り込んで下さい。

②振込先: みずほ銀行 浅草支店

口 座 名:地域安全学会 論文口座

口座種別:普通口座 口座番号:1540736

振込者名:受付番号+筆頭著者 (例:2009-000 チイキタロウ)

③その他:査読料の入金確認をもって論文申込手続きの完了とさせていただきます。

3. 登載料の納入

(1) 登載料 (CD-ROM 版論文集 1 枚+冊子体論文集 1 冊を含む)

6ページは2万円/編、10頁を限度とする偶数頁の増頁については、5千円/2頁。

(2) 登載料の納入方法

平成24年10月1日(月)までに、上記2.(2)-②の振込先に振込んで下さい。

4. その他の注意事項

- (1) 申込期間の締切り間際に投稿の集中が見込まれます。予期せぬ事態によりサーバーがダウンし、受付ができなくなる恐れも出てきます。締切り間際の投稿は極力避けていただくようお願いいたします。
- (2) 論文(講演)申込と査読用論文原稿の電子投稿の概略 (詳細は電子投稿システムの指示に従って入力して下さい)
 - ・申込者の氏名、所属、連絡先、その他の事項を入力する。
 - ・論文題目、著者、所属、連絡先、その他の事項及び論文概要(250 文字程度)を入力する。
 - ・その内容を確認し、必要があれば修正する。
 - ・ 原稿ファイル (PDF 形式のみ) を指定し、送信する。
 - ・ なお、ファイルを送信しただけでは投稿は完了しません。送信後にWeb上での指示に従い、アップされた自分の原稿ファイルをダウンロードし、内容を確認の上、自ら「確認ボタン」を押して下さい。この操作を行うと初めて投稿が完了します。
 - ・投稿が完了すると、メールにより受付番号とパスワードが通知されるので、電子投稿システムに 再度ログインし、投稿ファイルの内容を確認し、必要であれば再投稿する。内容がよければ、申 込・投稿を完了する。
 - ・査読結果は申込者の連絡先に送付されますので、日程をご確認の上、確実に受領できる場所をご 指定ください。
- (3) 執筆要領テンプレートの入手方法

「論文集の執筆要領」は、本ニュースレターに示す通りですが、電子ファイル「論文集の執筆要領」テンプレートが、地域安全学会ホームページ(http://www.isss.info)にありますので、必ず最新のテンプレートをご利用下さい。なお、審査の公正を高めるため、査読用論文原稿には、氏名、所属および謝辞を記載しないこととしておりますので、ご注意下さい。詳細につきましては「論文集の執筆要領」をご参照下さい。

- (4) 申込だけで原稿が未提出のもの、査読料の払い込みのないもの、電子投稿論文が「論文集の執筆要領」に準じていないもの、および期限後の電子投稿は原則として受理できません。
- (5) 「CD-ROM 版論文集」には、登載決定後に電子投稿いただいた原稿ファイル (PDF 形式) に、ページ 番号を追加して収録しますので、カラー図版に関する制限はありません。査読用論文原稿の電子投稿と同様の手順で最終原稿の電子投稿をお願いいたします。
- (6) 「冊子体論文集」には、登載決定後に郵送(あるいは宅配便)で提出いただく完全版下原稿を掲載します。平成19年度より冊子体論文集は白黒印刷のみとしましたので、白黒印刷の原稿を作成してお送りいただきます。原稿がカラー版の場合でも白黒印刷となります。

10 月の冊子体論文集用の完全版下原稿の提出先 (郵送もしくは宅配便のみ)〒153-8505 東京都目黒区駒場 4-6-1 Bw-605 東京大学生産技術研究所地域安全学会 学術委員会加藤孝明 宛

【使用するブラウザについて】

電子投稿はできるだけ、Internet Explorerから、論文の登録・論文登録内容の更新を行ってください。

■「論文の登録」・・・・・新規に登録(申込・投稿)する場合

■「論文登録内容の更新」・・登録済みの情報を修正したい場合 (新規登録、更新共に、5月18日(金)正午まで接続できます。)

電子申込・電子投稿に関するお問合せは地域安全学会学術委員会担当までお願いします。 E-mail: gakujutsu@isss.info

会員の皆様へ 論文査読委員へのご協力お願い

「地域安全学会論文集」への投稿論文につきましては、学術委員会にて論文 1 編あたり 2 名の査読者を,原則として会員内より選出し,査読依頼を e-mail で送信いたします. 査読依頼の時期は 6 月上旬を予定しております.

地域安全学会の会員各位におかれましては、学術委員会より査読依頼が届きましたら、 ご多用中のことと存じますが、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます.

3. 地域安全学会研究発表会優秀発表賞の設置のお知らせ

地域安全学会表彰委員会

地域安全学会では、春季・秋季研究発表会での一般論文の研究発表(ロ頭発表・ポスター発表)を対象として優秀発表賞を設置し、表彰を行うこととなりました.

来たる平成24年6月に実施される第30回(2012年度)地域安全学会研究発表会(春季)については、下記要領で実施しますので、奮って投稿・発表していただきますようお願いいたします。

■第30回(2012年度)地域安全学会研究発表会(春季)での実施要領

・授賞対象:発表論文の口頭発表者 (予定された発表者ではない代理発表者は対象外)

• 授賞件数:若干名

・選考方法:口頭発表の研究内容,プレゼンテーション,質疑応答の総合評価

・選考結果:当日の懇親会で発表します(予定).

・表彰式 : 秋季研究発表会の懇親会で行います(予定).

3. 平成 23 年度地域安全学会論文賞審査報告

地域安全学会 学術委員会

地域安全学会論文集 No.14 (2011.11) および地域安全学会論文集 No.15 (2012.3) に掲載された、合計 37 の論文を対象として、平成 23 年度地域安全学会論文賞の審査を行なった。ここでは、その審査要領と審査結果について報告する。なお、審査要領については、地域安全学会論文奨励賞の審査要領も含んだものとなっている。

■平成 23 年度「地域安全学会論文賞」および「地域安全学会論文奨励賞」の審査要領

- 1. 授賞対象者
- 1)「地域安全学会論文賞」の授賞対象者は、「地域安全学会論文集」(研究発表会論文および電子ジャーナル論文)に掲載された論文の著者で地域安全学会会員であり、原則として筆頭著者および共著者全員とする。
- 2)「地域安全学会論文奨励賞」の授賞対象者は、「地域安全学会論文集」に掲載された「研究発表会論文」の筆頭著者でかつ研究発表会で発表を行なった者であり、研究実施または論文作成において指導を受ける立場にある 40 歳(当該年度 4 月 1 日時点)未満の者とする。ただし、実務者等は研究歴等を考慮し年齢規定を緩和することもある。再受賞は認めない。

2. 審查方法

- 1)学術委員会委員全員、および学術委員長が委託する若干名から構成される審査会が審査を行なう。
- 2)審査は、当該論文の新規性、有用性、完成度を評価の対象として、これを行う。ただし、「地域安全学会論文奨励賞」については、研究発表会当日の発表、質疑への応答を評価の対象として加える。
- 3) 審査の実施細目は別途定める。

3. 表彰

- 1) 賞は「地域安全学会論文賞」および「地域安全学会論文奨励賞」と称する。
- 2)「地域安全学会論文賞」および「地域安全学会論文奨励賞」の表彰は、賞状並びに記念メダルを 贈り、これを行なう。
- 3) 表彰は選考された次年度の総会で行なう。

■審査概況

1. 審査会

平成23年度の審査は、13名の学術委員と、学術委員長が委託した1名の地域安全学会理事(重川会長)で構成される審査会が、37編の論文を対象として行われた。

2. 審查方法

審査対象論文の共著者である審査委員は、当該論文の審査から除外し、審査委員は除外された 論文以外の全ての論文に対して審査を行なった。各審査委員は 0~2 件程度の「地域安全学会論 文賞」候補の論文を選出し、審査会において候補論文について審議し授賞対象者を決定した。

■審査結果

平成23年度の論文賞審査会において以下の2編の論文が候補として推薦された。

- 1. 東日本大震災における首都圏の帰宅困難者に関する社会調査(廣井悠、関谷直也、中島良太、藁谷竣太郎、花原英徳)
- 2. 災害時要援護者の個人情報をめぐる政策法務 一新たな整理・分析枠組みの構築と違法リスクの抽出―(山崎栄一、林春男、立木茂雄、田村圭子)

審査会における審議の結果、本年度は「該当なし」となった.

なお、審査会では、論文賞の水準には達しないものの、価値のある論文に対して新たな賞を設けるべきという議論がなされ、平成24年度から実施すべく検討を行うことが決定された。所定の手続きに従い検討を行い、決定次第、周知する予定である。

4. 2011 年度地域安全学会技術賞審査報告

地域安全学会 表彰委員会

2007 年度に設置された地域安全学会技術賞は、2011 年度には 5 回目を迎え、募集を行っていたところですが、今回は応募がありませんでした。このため 2011 年度は「該当者なし」という結果となりました。ここに報告させていただきます。

■2011 年度「地域安全学会技術賞」の審査要領(抜粋)

1. 授賞対象者

「地域安全学会技術賞 候補業績募集要領」に基づき応募された「地域社会における安全性および 住民の防災意識の向上を目的として開発され、顕著な貢献をしたすぐれた技術(システム、手法、 防災グッズ、情報技術、マネージメント技術を含む)」を対象とする。

2. 審查方法

- (1) 表彰委員会委員全員、学会長・副会長、学術委員会委員長・副委員長、学術委員会電子ジャーナル部会長・副部会長、春季研究発表会実行委員長、秋季研究発表会実行委員長から構成される技術賞審査会が審査を行う。
- (2) 表彰委員会委員長は、技術賞候補の応募期日後に三分の二以上の構成員を召集し、技術賞審 査会を開催する。
- (3) 第一次技術賞審査会では、応募状況の報告、応募書類の形式審査、審査方法の確認、および技術賞選定に関する審議と決定を行う。
- (4) 審査は、当該技術の①実績、②有用性・実用性、③革新性・新規性、④一般性・汎用性、および⑤将来性・展開性を考慮した以下の手順に従い、行われる。
- (5) 各審査員は評価シートを用いて、各々の候補技術を上記①から⑤の評価項目に基づき総合的 に評価する. そして、地域安全学会技術賞にふさわしい技術を選定する。
- (6) 表彰委員は、すべての審査員により提出された評価シートに基づき、技術賞受賞候補を選定する。
- (7) 第二次技術賞審査会で技術賞受賞候補について審議を行い、理事会の承認のうえ、受賞技術を決定する。
- (8) 審査の実施細目は別途定める。

6. 寄稿、研究最前線、被害調査、国際学会レポートなど

6.1 震災復興の一ツールとしての防災集団移転促進事業

長岡造形大学 建築・環境デザイン学科 准教授 澤田雅浩

1. 東日本大震災による浸水区域の被害

昨年3月に発生した東日本大震災では、太平洋沿岸部を巨大な津波が襲った結果、防潮堤によって守られていたはずの平地部に立地する市街地や集落がことごとく甚大な被害を受けた。しかしながら、これまでにも明治三陸津波や昭和三陸津波、そしてチリ地震津波など数多くの津波を経験してきた三陸沿岸部の一部の地域では、かつての被災経験を教訓として住宅を高台に移転再建し、その後もその立地を守り続けてきた。大船渡市三陸町吉浜地区などはその典型であり、建物被害、人的被害は周辺の他地区に比べて著しく低く抑えられている。低地部は農地として利用しており、その部分は津波によって被害を受けたものの、生活再建に際しては住宅や産業関連施設の再建を進めなければならない他の地区に比べて立ち上がりは早い。

2. 防災集団移転促進事業の実施

住宅が壊滅的な被害を受けた多くの地区で現時点で話題となっている「防災集団移転促進事業」はその発端を40年前にさかのぼる.各地で相次いでいた豪雨災害の被害の甚大さを憂慮し、議員立法によって「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」が成立し、事業が各地で実施されてきた.

これらのうち、もっとも最近実施された防災集団移転促進事業は2004年に発生した新潟県中越地震の被災地ということになろう. なお、現在東北各地から中越へ事業の実施状況やその後の復興について視察が相次いでいるが、その際、旧山古志村を訪問するケースも多いと聞く. しかし旧山古志村は集落再建に際して防災集団移転促進事業を実施してはいない. 甚大な被害を受けた6集落に対して、震災後の合併によって計画主体となった長岡市は山古志集落再生計画を策定しているが、計画実現手法として現地再建を可能とし、事業計画地への公営住宅の建設も容易にあった小規模住宅地区等改良事業を採用している. これは2005年に発生した福岡西方沖地震で被害を受けた玄界島でも同様である. それ以外にも本来は集落の安全性を担保しつつ、よりよい住環境の確保を促す再建支援手法はいくつか存在している、しかしながら東日本大震災の復興に際しては、政府が本来上限のある移転対象地の基盤整備事業費等の制限を原則撤廃するなど、手厚い支援を打ち出している、ともあって、今後の財政規律を担保する上でも地方自治体および被災者は防災集団移転促進事業による住宅再建・集落再生を志向している状況にあるといえる.

3. 中越地震における防災集団移転促進事業の実施とその成果

新潟県中越地震の被災地では、事業として5つの防災集団移転促進事業が行われ

ている. ただし, そのうちの一つ長岡市浦瀬地区の事業に関しては同年7月に発生した新潟・福島豪雨で発生した土石流によって受けた被害を理由として事業が実施されているため, 地震後に事業を行った地区は4地区となる(旧越路町西谷地区,小千谷市十二平地区・塩谷地区・4地区(朝日・蘭木・首沢・荷頃), そして旧川口町小高地区である.

このうち、小千谷市十二平地区は全世帯での移転を被災後比較的早期のうちに決断し、市当局への申し入れを行っている.旧川口町小高地区に関しても同様である.防災集団移転事業の実施主体となる市町村は、移転事業の推進によって、特に行き止まり集落に該当する地区の場合には移転に伴い、行政としての業務効率化なども見込めることから、積極的に移転事業の推進に取り組むこととなる.住民としても生活の条件が厳しい従前の集落から、利便性の高い地区への移転を行い、そこで住宅再建をすることができるという点でお互いの利害が合致することになる.かように防災集団移転促進事業は移転する世帯が主体的に移転にかかわる(合意も含めて)点が一つの特徴として挙げられる.

しかしながら小千谷市において塩谷地区および4地区で実施された防災集団移転促進事業はその様相が若干異なっている. 当該地区の含まれる小千谷市東山地区は震源にも近く,全村避難を行った旧山古志村にも隣接する地域である. 土砂崩れをはじめとして地盤が大きく被害を受けたこの地区では先述の十二平地区以外でも防災集団移転促進事業が検討されることとなった. 市当局によって説明会などが行われ,移転を希望する世帯が手を挙げるという方式で事業計画が作られていてだいることとなってしまった. そのため,災害危険区域も移転希望世帯の宅地にかけられることとなり,そこがそっくり移転促進区域になった. 残された住民の視点に立つと集落内に用途を限定された土地が虫食い状に展開することとなる. 実際に災害危険区域として指定された土地が虫食い状に展開することとなる. 実際に災害危険区域として指定されたケースでも建物の被害が軽微なまま残存している場合,復興に向けた取り組みの一環としてその建物を交流拠点として活用しようという動きなどもあったが、建築制限による用途規制の制約により利用を断念せざるを得ないという状況も生じている.

4. 災害危険区域の取り扱い

建築基準法39条を根拠とする災害危険区域の指定とその区域の将来的な利用についてはやはり十分に考慮される必要がある.災害危険区域に指定されたからといって、すべての用途で利用を制限されるわけではなく、それらはあくまでも条例で定められることとなる.たとえば中越地震における小千谷市十二平の事例では、建築基準法39条の規定に加えて新潟県条例6条によって制限がかけられた.つまり居住用途に関しては制限がかかるものの、農地としての利用や小屋・倉庫としての利用は認められたのである.結果として、住宅被害が軽微なまま移転事業を実施したこの場合、従前に住宅であった建物を除却せず、周辺の農地を継続的に耕作するための農機具倉庫やちょっとした休憩場所として今も活用されている.用途は住居から変更されるものの土地および建物が残存していることから、移転元の土地に仮

に住民がいなくなったとしても各種インフラの整備提供は継続することになる.このことは、移転対象世帯の生活の安定等には一定の効果を有する一方で行政側としては住民増加を伴わないコスト増加に跳ね返ることになる.たとえば旧川口町小高地区では、当初全世帯移転を念頭に行政と地域住民が話し合いを始めた.行政としては行き止まり集落の移転によって特に冬の積雪時、除雪対応などを軽減することなども考慮に入れたうえで両者にメリットのある事業として積極的に事業実現のために奔走してきた.しかし最終的には一世帯が計画に同意せず残存することになった.このことにより移転先だけでなく従前の集落にも従来と変わらない対応が必要となっている.住民の意思は十分に尊重されるべきではあるが、将来的な地域の持続を考えていく場合、このような事態が発生することも念頭に、十分な計画への理解と参加を促す仕組みが必要となることがわかる.

5. 大船渡市での状況

筆者は、東日本大震災の被災からの復興について、2011年4月から岩手県大船渡市を中心に関与している。ここでは、特に大船渡市での復興計画およびそこに位置付けられた高台移転、そしてその実現手法としての防災集団移転促進事業の適用に関する議論を整理してみたい。

大船渡市では、津波により甚大な被害を受けた三陸沿岸部ではいち早く災害対応の専従部署としての災害復興局を4月1日に設置するとともに、復興計画の策定に取り組んでいる。当時はまだ被災者が避難所で生活している時期であり、より迅速に先の見通しを示すことこそ、被災者の生活再建への希望につながるという意図とともに、積極的な取り組みが行われてきたといえる。

復興計画はそもそも法定計画ではなく、当然その計画に対する正式な予算措置は 存在しない.それがむしろ復興に対するビジョンを積極に示せるいい機会ともいえ るが、やはり行政としては、実行できる事業に裏打ちされた計画としたいという意 向もあり、財政措置が担保される事業と密接な関係を持ちながら内容が吟味されて いった、その中には津波浸水エリアの再建、特に住宅の再建についても触れられて いるが、やはりここでは、政府の復興構想会議や、防災集団移転促進事業に対する 財政補助の拡充といった方針を受け、その実現手法として防災集団移転促進事業等 による高台移転や宅地のかさ上げを提示している.大船渡市の場合には計画本体に は組み込まなかったものの、並行してそれぞれの地域の土地利用計画も検討してい るが、その中にも高台移転の候補地が数か所示されている、復興計画は2011年 1 1 月に議会に諮られ、正式な計画として位置付けられた. その計画を受け、各地 区でも具体的な再建についての話し合いや計画づくりが始まっている.特に計画づ くりが先行したのは旧三陸町エリアである.専門家等を交え,地域住民が計画案を 策定,市当局の考えとの調整を進めている.一方,大船渡市南部の末崎地区でも年 末から具体的な取り組みが始まっており、筆者も東京の災害復興まちづくり支援機 構のメンバーとともに支援を行なっている.

6. よりよい復興に向けてのツールは何か

山古志村では、村に残り、住み慣れた場所で暮らし続ける手法を模索した結果、

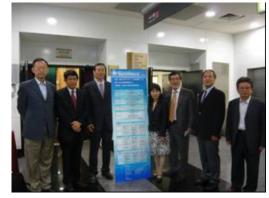
小規模住宅地区改良事業という手法にたどり着いた. 結果として各集落の世帯数は減少したものの、質の高い公営住宅を地区内に建設することができたうえ、豪雪地帯で持続的に暮らしていくための基盤を得ることができた. 一概には言えないが、支援メニューが充実しているからという理由でツールを活用した場合には、従前集落および移転先ともに暮らしにくい状況を生み出してしまうケースもある. 東日本大震災の津波浸水エリアではあの惨状の記憶がいまだ新鮮で、やはり海に近い平野部での再建には多くの心理的抵抗感が存在している. しかし将来的な災害リスクと、今後の生活スタイルとのバランスを十分に検討したうえで、持続可能でコミュニティによる恩恵を十分に受けられるような暮らしの形を十分に吟味し、本当にそれに対して有効な手段として防災集団移転促進事業が適しているのかはきちんと議論の俎上に載せていく必要があるだろう.

また、災害危険区域内の用途を決定する条例の取り扱いについても今後検討して いく必要があるように思われる. 少なくとも, 現在検討されている浸水エリアの防 災対策用の防潮堤の建設は数年を要する.それを待って用途を制限することは、被 災者の生活再建の観点から考えると当然避けられるべきである.結果として、防災 集団移転促進事業が事業としてスタートする時点の災害危険区域の状況と,数年後 の状況にはこと防災面においては大きな変化が生じることになる.一定程度の安全 が確保できることが確実となった時点で、当初制限されていた一部用途の緩和など も十分に検討の余地がある.いったん制限したものを緩和するという対応には、行 政の立場から考えると、その用途を許容した結果、再度被災した場合に行政訴訟の 対象となるのではといった懸念もあるかもしれない.しかし一律的に掛けられた制 限を,新たな防災対策及び地域住民の将来的な生活環境を念頭に置きつつ,どのよ うにリスクを認知、享受しつつ整備していくかを考える場として、条例改正の議論 の場が果たす役割も大きい、実際に時間経過とともに低地部への再移転が進み、再 度津波によって被害を受ける事例は三陸沿岸でこれまでも繰り返されてきた.なし 崩しで脆弱性を向上させてしまうより、思い切ってこのような機会を積極的に活用 していく姿勢もまたこれからの災害復興には求められてくるように思う.

6.2 2011 年台湾危機管理学会研究大会参加報告

2011 年 11 月 17 日~18 日にかけて、台湾の台北市において、2011 Conference for Disaster Management in Taiwan が開催され、地域安全学会から立木副会長と私が参加してまいりました。また本大会には、韓国防災学会の李会長も招かれており、17 日には3 学会合同で国際フォーラムが開催されました。

台湾危機管理学会・韓国防災学会とも、学会の設立目的 は地域安全学会と同様に、防災を学際的な学問としてとら え、理学・工学・社会科学分野の研究者や、行政職員、民 間企業など多様な立場の会員で構成されています。18日 に開催された台湾危機管理学会の研究発表会には参加で きませんでしたが、梗概集を見ると、消防を含む行政職員 や企業の方たちの発表が非常に多く、また研究テーマも実 社会と結び付いた多様な内容となっていました。



台湾、韓国の学会長らと

会場に集まった参加者の皆さんは、東日本大震災の被害やその後の対応に高い関心を持っていらっしゃいましたが、3学会による国際フォーラムでは、台湾・韓国ともにハザードとしては"気候変動に伴う局地的集中豪雨、内水被害、外水被害、土砂災害"が懸案事項であるということでした。

また,東日本大震災への対応も含めて,「1) Mitigation(被害抑止対策)の限界, 2) Preparedness(被害軽減対策)の重要性, 3) Distribution(限られた予算の配分)優先順位, 4) Negotiation(合意に達する事を目的とする話し合い), 5) Involvement(市民を巻き込む)ことが課題解決につながる」という5つのキーワードが記憶に残りました。

Date: November 17 (Thursday) ~18(Friday), 2011 Venue: NTUH International Convention Center

Day 1: Thursday, 17 November, 2011

Day 1: Thursday, 17 November, 2011			
Time	Agenda (Room 401)		
09:00~09:30	Registration		
09:30~10:00	Opening ceremony Chair:President Wei-Ling Chiang Address by Academician Chao-Han Liu (Integrated Centre of Excellence, Academia Sinica) Keynote Speech 1: Introduction to International Research on Disaster Risk (IRDR)		
10:00~10:05	Award Ceremony		
10:05~10:20	Tea Break		
10:20~10:40	Signing of Memorandum of Understanding ISSS, KOSHAM and DMST President Kishie Shigekawa of Institute of Social Safety Science, Japan President Hak-Eun Lee of Korean Society of Hazard Mitigation, Korea President Wei-Ling Chiang of Disaster Management Society of Taiwan		
10:40~12:00	Keynote Speech 2: Introduction of ISSS and KOSHAM The activity of ISSS Kishie Shigekawa (President, Institute of Social Safety Science, Japan) The Introduction of KOSHAM Hak-Eun Lee (President, Korean Society of Hazard and Mitigation, Korea)		
12:00~13:30	Luncheon		
13:30~14:00	2011 meeting for DMST's member		
14:00~15:00	Keynote Speech 3: Recent Developments on Counter-Disaster Measures for People with Special/Functional Needs in Times of Disasters Shigeo Tatsuki (Vice President, Institute of Social Safety Science)		
15:00~15:20	Tea Break		
15:20~17:00	International forum: Preventions on Large-Scale Complex Disasters Chair: Wei-Ling Chiang (President, Disaster Management Society of Taiwan) Participants: Kishie Shigekawa (President, Institute of Social Safety Science) Shigeo Tatsuki (Vice President, Institute of Social Safety Science) Hak-Eun Lee (President, Korean Society of Hazard and Mitigation) Liang-Chun Chen (Executive Council member, Disaster Management Society of Taiwan) Mei-Ling Lin (Executive Council member, Disaster Management Society of Taiwan) Daigee Shaw (Executive Supervisor, Disaster Management Society of Taiwan)		
17:00	Tea Break		

当日のプログラム

これまで地域安全学会では、2008 年5月に韓国防災学会と、2011年5 月に台湾危機管理学会と、各々交流協 定を結んできましたが、このたびの3 学会合同のミーティングでは、3学会 の交流協定を一本化することが合意 されました。また、相互に行っていた 研究交流の場を今後は3学会が持ち 回りで年1回開催することとなり、本 年8月に予定している「東日本大震災 連続ワークショップ in いわき」にお いて、第1回目の研究交流会を開くこ ととなりました。

台湾危機管理学会は設立から 10 年,韓国防災学会は設立から 4年がた ちます。設立から 25年が経過した地 域安全学会の存在が,同様の目的を持 って活動する韓国・台湾の両学会にと って,良い先例となれればと願います。

(文責:重川希志依)

7. 広報委員会からのお知らせ

地域安全学会広報委員会 委員長 村尾 修

地域安全学会ニュースレターへの寄稿について

地域安全学会ニュースレターでは、会員の皆様からの寄稿を募集しています。研究最前線、タイムリーな災害のわかりやすい解説、各種被害調査、国際学会の報告、国や地域レベルでの防災・減災活動や教育など、地域安全学会会員の皆様の役に立つ読み物をお寄せ下さい。ただし、お寄せいただきました原稿は、広報委員会のレビューを経た上での掲載とさせていただきます。

原稿はA4判4ページ(1ページ40字×43行程度)までにまとめ、郵便番号・連絡先住所・氏名・所属・電話番号・メールアドレスをご記入の上、下記 NL 寄稿担当までメールにてご投稿下さい。また、メールのタイトルには「地域安全学会 NL 寄稿」と明記ください。皆さまからのご寄稿をお待ちしております。

【寄稿先】

NL 寄稿担当: 柄谷友香 <karatani@ meijo-u.ac.jp>



地域安全学会ニューズレター 第79号 2012年4月

地 域 安 全 学 会 事 務 局 〒100-6307 東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸の内ビルディング 7 階 725 (財)都市防災研究所内

e-mail: isss2008@isss.info
URL: www.isss.info